

めざします。企業の繁栄と社会への貢献 *"Hojin"*

ほじん

秋

2016

No.694

私の経営哲学—第10回

熊本法人会 熊本交通運輸株式会社

住永 金司

特集 平成29年度 税制改正に関する提言

全国青年の集い 北海道大会開催

熊本地震による被災法人会の支援



公益財団法人 全国法人会総連合





世界が認めた 光と祈りの街 ようこそ、ながさきへ

宮脇 雅俊

去る10月20日、長崎市で第33回法人会全国大会が開催され、全国各地から多くの皆様にお越しいただきました。心より感謝申し上げますとともに、開催県連として行き届かぬ点多々あったこととお詫び申し上げます。

皆様ご案内のとおり、長崎は鎖国時代に海外に向かって開かれた唯一の港であり、海外文化を受け入れる窓口でした。そのためよく、和（日本）華（中国）蘭（西洋）と言われる長崎独特の文化が育ち、また人々は外からの人に対してとても開放的で、新しいものや異なった文化を柔軟に受け入れる気質があるとも言われています。

このような歴史的背景を持つ長崎に、また新たな話題が誕生しようとしています。それは軍艦島やグラバー邸に代表される「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録に続く「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録です。来年1月には正式に国内候補として推薦される予定ですが、そうなりますと、キリスト教布教と貿

易で拓かれた長崎の街が持つもう一つの顔、すなわちキリシタン殉教の歴史に光が当てられることとなります。

大浦天主堂以外の遺産は県内の離島や郡部に散在しているため、未だご覧いただいていない方が大半かと思しますので、世界遺産に登録されましたら是非、もう一度長崎へお越しいただきたいと思えます。今回はその宗教的な見地から信徒の皆様を中心に、国内のみならず世界中から多くの方々がお見えになるのではないかともおもわれています。

“世界”ついでに申し上げれば、長崎市の夜景がモナコ・香港と並んで世界新三大夜景、また、札幌・神戸と並んで日本新三大夜景にも認定されています。稲佐山からの夜景が有名ですが、この春、展望台がリニューアルされた鍋冠山からの一望は“絶品”です。こちらも是非、早い機会にご覧いただきたいと思えます。

（長崎県法人会連合会会長 株式会社十八銀行取締役会長）

法人会の理念

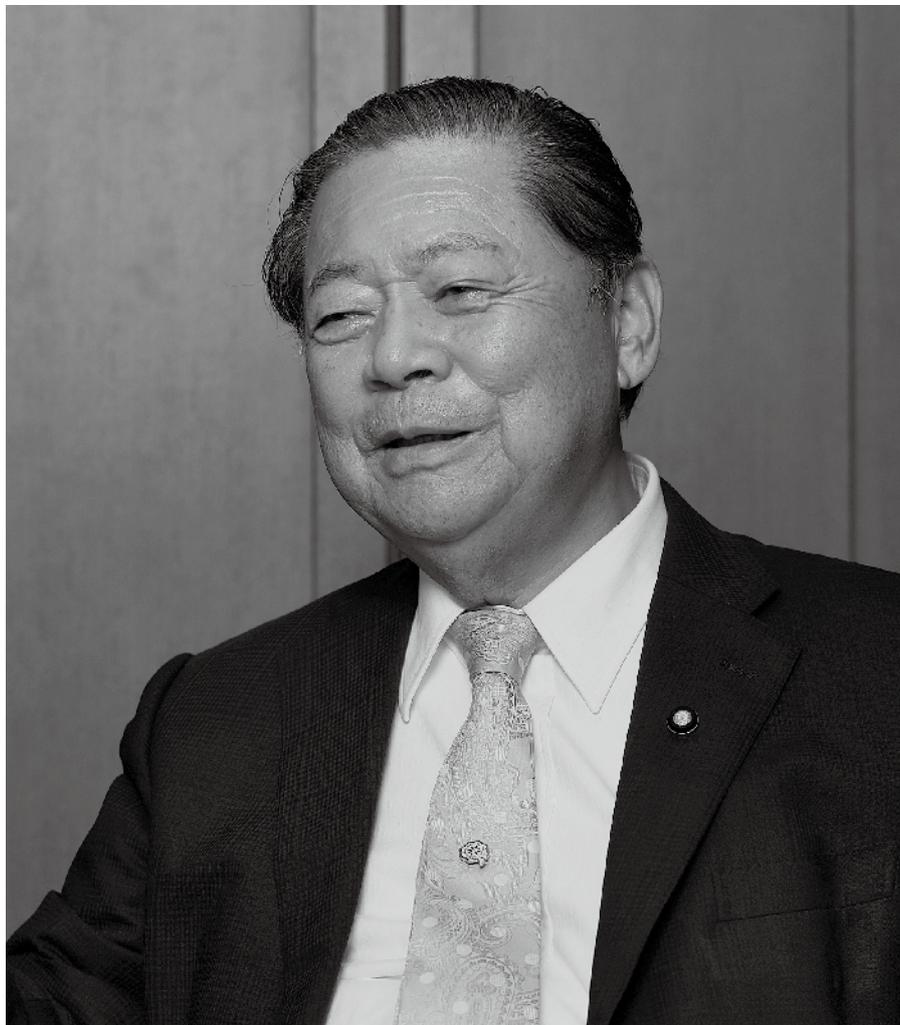
法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である

私の経営哲学

MY MANAGEMENT PHILOSOPHY

*Kinji
Suminaga*

第10回



うちにしか出来ないことを 徹底的にやり続ける

住永 金司

熊本交通運輸株式会社
代表取締役社長

Kinji Suminaga, President

今年の4月、震度7の激震に2度も見舞われた熊本の益城町。その益城町に本社を置く熊本交通運輸は43年前にトラック5台でスタートした小さな会社だった。現在ではトラック所有台数400台超、運送業を主軸に倉庫業や引っ越し、タクシー、観光バスなど

様々な事業を手掛け、業績を着実に伸ばしている。その成長の陰には他の運送業が決して真似できない高度なスキルを備えた輸送方法や更に踏み込んだ質の高いサービスがある。「物を運ぶ」というシンプルな仕事に新たな価値を吹き込んだ住永社長の経営哲学とは。

Q 運送業以外にも様々な事業を手掛
けられ、企業として大きく成長さ
れていらっしゃるようですが、何か転機と
なったことがありますか？

A 大阪万博の頃、自家用トラックを
1台買って、独りで運送の仕事をし
たのが始まりです。トラックの台数も
徐々に増え、お金を貯めて昭和47年に会
社を創業しました。私は25歳、トラッ
ク5台でスタートしたのですが、創業し
てすぐ、会社のトラックが大手運送会社
のトラックと正面衝突してしまったん
です。それで相手のトラックのドライバ
ーの方が亡くなられてしまいました。

会社は創業したばかり、営業免許を
やっとの思いで取得してお金は全くな
く、どうすることもできない状態でした。私
はとにかく謝罪に、先方の会社へ飛ん
で行きましたが全く取り合ってもらえま
せんでした。3日間、その会社の前で土下
座し続けたんですが、社長に会うこと
ができないまま熊本に帰ってきました。

そうしましたら、数日後に相手の会社
の社長さんが熊本に訪ねて来てくださ
ったんです。私が謝りに行っていたこと
を知らなかった、申し訳なかったと言
って。私は「起業したばかりでお金は
ないけれど、地元で地道に仕事をして
きて信用はあるので、私を使っ
てください、私を使っ
てください、仕事を
お返ししたい」と伝えると、社長は
分かったと言っ
て、私に仕事を
くれたんです。



MY MANAGEMENT PHILOSOPHY Vol.10

色々な仕事を頂いただけでなく、仕事
のこともそれ以外のことも沢山教えてく
ださり、私を育ててくださったんです。
それがきっかけとなって成長できたと思
っています。あの事故がなかったら、
今の私はなかったと思っています。

Q 御社には「専属専門輸送」「長距
離輸送」「倉庫」という3本の柱
がありますが、「専属専門輸送」とはど
のような輸送なのでしょう？

A 通常の輸送だけでなく、専門的な
知識を備えていないとできないこと
をやっています。例えば、住宅建材

メーカーのサッシを運ぶ際、単に運ぶだ
けでなく現地で組み立ててハウスメー
カーに納品したり、また実際の住宅に組
み付けることまでしています。インクを
輸送する際は、ドラム缶からインクを印
刷機に注入して色の調整までやったり、
テレビ局の仕事では、車両とドライバ
ーは勿論ですが、カメラマンや様々なス
タッフまで派遣したこともありました。
普通、運送というと荷物を持って来て倉
庫前にボンと置くだけです。うちの
場合は、運送屋としては考えられないよ
うな専門的な仕事まで行っています。逆
に、ただ運ぶだけの仕事はやっていま
せん。

また、熊本は野菜や生花の産地です
から、どうやったら野菜が一番美味い状
態で運べるか、花が綺麗な状態で長持
ちできるか、そこまで考えます。トマト
については農協や生産者と一緒にタッグ
を組んでやりました。うちはトマトの品
種改良はできないけれど、どうやったら美
味しく運べるのか、鮮度を保つために空
温は何度がいいのか、風を回すために段
ボールの仕様やその並べ方はどうしたら
いいのか、改良に改良を重ねて最高の輸
送方法を考えだしました。

カスミンソウは熊本が日本一の生産量
誇る花ですが、どうやったら長持ちする
のか、オランダの市場にまで行って研
究しました。そうすることによって、業者
さんにはロス率が減って喜ばれる、消費

者の方には良い商品が届けられる。運ぶ
ことで商品の価値を上げる取り組みを積
極的にやっています。商品価値を上げれ
ば消費者にその商品が、そしてうちの会
社も選ばれるようになります。どの仕事
も末端のカスタマーが喜んでくれること
を目指しているんです。普通の運送屋で
はできない細かい仕事や専門性のあ
る仕事をするので、差別化を図ってい
るんです。

Q 御社が同業他社に負けないこと、
誇れることは何でしょうか。

A 先ほどの話と一部重複しますが、
他の会社ができないこと、やらな
いことを徹底してやり、それができ
ることです。専門的な輸送ができること
の一つですが、効率的な輸送方法や危機
管理対策をきっちりすることでお客様の
ニーズに応えられるだけでなく、物流の
合理化を提案しています。例えば、複数
の拠点を熊本に集中させて即納率を上げ
ることに成功したこともあります。在庫
の総額は同じ、でもアイテム数を増やす
ことによって即納率を増やしたり、同業
他社には絶対できない提案内容で、取引
先へ流通の合理化と、それによる大幅な
コストダウンをお手伝いすることも弊
社の強みだと思います。

Q 仕事をされていて、一番嬉し
かつたことは何でしょうか。

A 単なる運送業者ではなく取引先に
とって、欠かすことのできない



パートナーとして選ばれているというところで。昔から私は必ずトラックの中に箒を積んでいて、納品先に着いたらまず倉庫の掃除をして、それから納品棚に商品を陳列しました。こういった一手間でも荷物の量はどんどん増え、結果、仕事も増えていきました。寝る時間も惜しんで仕事をしていましたから、行く先々で食事はしたか、など常に温かい言葉も掛けて頂きました。

また、うちの取引先は農産物などを除いて基本的に1業種1社です。取引先だけでなく仕入先もそうですが、取引先が

他のお客様を沢山紹介してくれるんです。だから営業が不要なんです。勿論、営業は3名いますが、それは御用聞きのような役割をするだけで、新規に取引先を開拓することはしていません。丁寧な仕事を一生懸命していれば、自ずと仕事は広がるものだと思います。

Q 経営に大切なことは何だとお考えですか

A 「和」が大切だと思っています。『和を以て、会社の信条と心得よ』

という言葉は母が考えてくれた社訓ですが、会社と社員、社員と社員、そしてお客様と社員の「和」を大切にしています。お客様との和、つまりお客様を敬う気持ちはとても大切で、その気持ちがないと丁寧な仕事はできません。丁寧で心のこもった仕事をするからお客様からも大切にされます。

また、会社と社員、社員同士の和についてですが、うちの会社には社長室はありません。全員の顔が見えるところに私のデスクがあって、話題を共有するようにしています。そして、毎朝ドライバーが仕事に出る前の点呼ですが、大抵の会社は社屋の中でやっていますが、うちでは必ず外でやります。真夏の暑い日も、雪の日も絶対中ではやりません。ドライバーと事務仕事をする社員、そして私も幹部たちも寒さや暑さを共有します。そういうことをやり続けてきたので社内での信頼関係が成り立っています。

Q 今回、ここ益城町を直撃した大きな地震がありましたがいかがですか。

A 私たちはお客様のところに真っ先に飛んでいきましたが、逆にメーカーさんは私たちのところに飛んできてくれました。本当に有り難かったですね。水や食べ物を持って駆けつけてくれて、夜遅くまで崩れた倉庫で片付けを手伝ってくださったり、また、農産物はすぐに市場に送らないと駄目になりますから、一緒に箱詰めするのを手伝ってください方もいました。

私自身は地震があつてから町内や地元の間際の安否を確認したりで、1週間くらい家に帰れませんでした。全国から届く救済物資も避難所に置く場所がないというところで、会社の倉庫に置いたりもしています。まだ復旧できていない取引先も沢山あります。中には熊本から撤退する取引先もあります。ここから運ぶ荷物がなくなってしまうのが一番辛いですね。でも、まだ仕事が再開できない企業もあつて、そこで働いていた人たちがどう吸収していくのか、今はそれが熊本が復興していくのに一番大事なことだと思っています。

事務所が被災して書類も出せない、決算もできない、書類が出せたとしても使えないものならなかつたり、そんな事業所も沢山ある中で、法人会としてどうお手伝いができるか、そこも考えていかなければいけないと思っています。

COMPANY PROFILE

熊本交通運輸株式会社

創業	昭和47年4月1日
所在地	熊本県上益城郡益城町 平田2240-1
資本金	9,000万円
業種	長距離運送業、専属運送業、 倉庫業、バス事業、 タクシー事業、ホテル事業

<http://www.kumako.co.jp/>



1 前名譽会長ミヨシさんが昭和55年に示した社訓 2 地震で被災した社員寮。仮設住宅をすぐに通った 3 全社員で行う研修では徹底した挨拶訓練や安全推進プログラムが行われる



代表取締役社長 住永金司

1947年5月15日 熊本県上益城郡御船町生まれ。熊本商業高校卒業後、魚の販売やトラックのドライバーを経て1972年に起業。福岡や鹿児島など九州の他、広島や三重、沖縄にも拠点を持つ。熊本法人会副会長



ストレスチェック制度

実施後には何をすればよい？

2015年12月より改正された労働安全衛生法で、従業員に対してストレスチェックを実施することが企業に義務付けられました。後半の今回は、ストレスチェックを実施した後はどのようにすれば良いのかご紹介していきたいと思います。

ストレスチェックを実施後、一番やってはいけないことは「何もしない」ことです。従業員は会社の考えや方針を、経営者の方が思っている以上によく見ています。単に法改正だからやるだけやったという考えだと、確実に見抜かれてしまいます。また、この会社は従業員に対して具体的な対策を講じてくれようとせず、自分たちは会社にとって本当に必要な存在なのだろうか、かえってマイナスの効果になることさえあります。

このような事態を避けるため（そもそも従業員を守る、安心して働ける職場を作る、生産性の高い職場を作る、という目的が本来ではありますが…）、会社としては何をすればよいのでしょうか？ 費用のかからないもの、費用のかかるものに分けて考えてみましょう。

費用があまりかからない方法の1つ目は、毎月1回厚生労働省の「こころの耳」にあるストレスチェックを実施すること。このサイトで紹介されているチェックの内容は、実際にストレスチェックで実施する「職業性ストレス簡易調査票」の57項目です。医師等によるチェックに加えて、毎月、自身のスト

レス度合いを客観的に把握することを促すのです。そうすることで、会社として従業員のこころの健康を大切にしているというメッセージが伝わり、実際に予防効果も高いと考えられます。

また、少々費用はかかりますが、以下のような対策もあります。カウンセリング補助制度の導入です。これは実際に従業員の方がカウンセリングに行った際の領収書を会社に提出してもらい、一定額（1回に限り上限1万円など）を補助するというもの。後述する社外相談窓口の設置となるとかなりの費用がかかりますが、この制度であればそれほど費用がかからず、発生ベースで費用負担すればよいので、導入しやすいと考えられます。

一方、費用をかけて、重点的に改善を図る提案は以下のようなもので、まずは研修ですが、いろいろと種類があります。

- 外部講師派遣によるヨガ（健康維持の一つとして自身のストレスに向き合う）約130,000円
- セルフケア研修（従業員が自身のストレスを自身で解決するスキルを身につける）約200,000円
- 管理職研修（職場の要として部下の不調にどのように気づき対処するかを学ぶ）約200,000円

※研修価格は一例です

他にも、社外相談窓口の設置も非常に有効です。募集要項に「社外相談窓口の設置あり」と記載しただけで、従業員を大切にする会社であると理解され応募率がアップしたケースが存在します。

いずれにせよ、ストレスチェックはやるだけでは何の意味もないばかりか、逆効果になってしまうことさえあり得ます。社員がストレスを抱えることなく、働きやすい職場環境を保つために、チェック後の対策を必ず何か1つは実施するよう検討いただければと存じます。

植田 健太(うえだ けんた)

Office CPSR 臨床心理士・社会保険労務士事務所代表。(一社)ウエルブルジャパン理事。産業能率大学兼任講師。NHKでのコメンテーター経験も持つ。



こころの耳 <http://kokoro.mhlw.go.jp/check/>



平成29年度税制改正に関する提言

全法連は9月の理事会で、来年度の税制改正に関する提言を決議した。アベノミクス効果により日本経済は緩やかな回復基調を続けているが、地域経済と雇用の担い手である中小企業には依然として効果は浸透していないとの声が多い。提言書では中小企業の活性化に資する税制措置や事業承継税制の拡充などを提言する一方、消費税率の引き上げ再延期等を踏まえ、財政健全化の目標達成に向け、歳入・歳入一体による強固な改革工程表を改めて策定し、明確な道筋を示す必要があることを求めている。10月以降全法連では各政党のヒアリングに出席するほか、財務省、総務省、中小企業庁等に提言活動を実施する。また、各県連・単位会でも地元選出の国会議員や地方自治体首長などに対し提言活動を行うこととしている。

「提言要約」

《基本的な課題》

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

●消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じるようになった。

●国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳入、歳入両面からの強力な改革が求められる。

(1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と

税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

(2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1・6兆円（社会保障費1・5兆円、その他0・1兆円）程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。

(3)財政健全化は国家的課題であり、歳入、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策

と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

(5)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

●持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化」

効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。

(1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。

(3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。

(4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受

給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

●「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

●軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度ま

では単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。

●税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

●OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は一般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する

税制措置



9月6日、税制委員会で平成29年度税制改正提言が審議された

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置（平成29年3月31日まで）ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。

(2) 租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものとや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべ

きである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃する。

(3) 中小法人課税について、適用される中小法人の範囲（現行 資本金1億円以下）を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標（例えば、所得金額や売上高）」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

●我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済

社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

① 株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。

② 死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③ 対象会社規模を拡大する。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 取引相場のない株式の評価の見直し
円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ 地方のあり方

● 地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならない

が、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

● ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

● 異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方に必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。

(2) 広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のよう

な手法を広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ 震災復興

● 東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はまだまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じる

よう求める。

● 本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組みねばならない。

● 今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V その他

1. 納税環境の整備 2. 租税教育の充実

平成29年度税制改正スローガン

- 経済の再生と財政健全化を目指し、
歳出・歳入の一体的改革を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、
持続可能な社会保障制度の確立を！
- 中小企業の重要性を認識し、
活性化に資する税制措置の拡充を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。
本格的な事業承継税制の創設を！

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
- (1) 役員給与は原則損金算入とすべき
- (2) 同族会社も利益運動給与の損金算入を認めるべき
- (2) 公益法人課税

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
- (1) 基幹税としての財源調達機能の回復
- (2) 各種控除制度の見直し
- (3) 個人住民税の均等割
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- (2) 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2) 相続時精算課税制度の特別控除額(2500万円)を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
- (1) 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した

評価に見直す。

② 居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。

③ 償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。

④ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

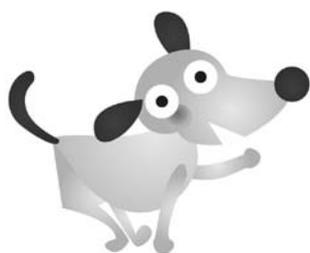
(3) 超過課税

(4) 法定外目的税

5. その他

- (1) 配当に対する二重課税の見直し
- (2) 電子申告

提言要約は右のとおり。提言全文は全法連ホームページに掲載しています。



INFORMATION 全法連ひろば

◆熊本地震により被災した法人会の支援

本年4月に発生した熊本地震については、熊本県及び大分県の一部法人会において、事務局建物や備品が損壊する等の被害を受けた。

余震により被害が拡大する恐れがあり、また、会員企業の被災状況によつては被災法人会の今後の会費収入に影響があることから、全法連では、熊本・大分両県内の被災法人会を支援するための義援金を取りまとめることとした。

全国の法人会に協力を呼びかけたところ、7月末までに31県連、285単位会から義援金が寄せられ、福利厚生制度協力会社と全法連拠出分を合わせた義援金の総額は2773万8429円となった。

これを受けて、8月、両県の被害状況等を踏まえ、熊本県連に2473万8429円、大分県連には300万円を贈呈した。

両県連では、県連理事会等で義援金の使途を検討し、被害状況に応じて被災単位会に義援金を配分し、事務局の修繕や移転の費用に充てるなど、全国各地からの温かい支援を有効に活用することとしている。

◆「週刊東洋経済」に 対談記事を掲載

9月14日、全法連会館において、全法連 池田会長とキャスターの宮川俊二氏による対談が実施された。

この対談は、会社経営者、ビジネスパーソンに対して、法人会の理念、事業への取り組みやその考え方を訴求し、認知や理解を促進することを目的に行われたもの。

法人会設立の経緯から始まり、税の提言活動や租税教育活動などの公益事業・法人会の抱える課題や今後の展開などについて、約1時間にわたり実施した。

宮川俊二氏は、各地の法人会での講演実績があり、全法連が番組提供を行うビジネス情報番組「賢者の選択」(BS12)の司会も担当されるなど、法人会への理解も深い。

対談の様子は雑誌「週刊東洋経済」11月12日号(11月7日発売)の「対談企画/Interaction」に掲載される予定。

「対談企画/Interaction」は、巻頭記事に1社限定で紹介されるもので、同誌の中でもその注目度は高く、「税を考える週間」にあわせた企画となった。

全国青年の集い 北海道大会開催

第30回「法人会全国青年の集い」北海道大会が、9月9日、北海道旭川市の旭川大雪アリーナで開かれ、過去最多となる全国の青年部会員約2600名が参加した。醍醐正明青連協会長は挨拶の中で、「租税教育活動において各地の青年部会員がさらに主体的な活動を行うとともに、活動の質をより一層向上させていくことが重要」と述べ、全国の部会員に協力を求めた。

式典は、中井靖大会会長の開会の言葉で始まり、池田弘一全法連会長が主



式典で挨拶する醍醐青連協会長

催者を代表して「『税』はまさに国家の礎であり、子供たちに税の役割やその大切さを理解してもらうことは我が国の将来にとって極めて有意義」と挨拶。

続いて国税庁 川嶋真課税部長、高橋はるみ北海道知事、西川将人旭川市長の来賓祝辞、続いて各種表彰と前日の「租税教育活動プレゼンテーション」で最優秀賞を受賞した鹿屋肝属法人会の事例発表が行われた。

この後、水上崇実行委員長が、北の大地「北海道」において、全国の部会員が一堂に集い、志を持ち行動していくことを確認しあうことで、それぞれの地域での青年部会活動がより素晴らしいものになることへの強い願いを込めた「Be Ambitious! Do Action!」をスローガンに大会宣言を行った。最後に次回開催地の高知県青連協の弘内英一郎会長に大会旗が伝達された。

大会式典終了後、地元北海道下川町出身のスキージャンプ選手・葛西紀明氏による「夢は、努力でかなえる」と題した記念講演があった。多くの挫折を経験しながらも、その逆境をはねのけ、冬季五輪スキージャンプ最年長メダリストのギネス世界記録に認定される等、その生きざまから努力の大切さや夢を実現するヒントが語られた。

また、当日午前中に開催された「部会長サミット」では、「税の使途（社会保障制度）について考える」及び「租

税教育の質的な向上」をテーマに、全国の青年部会長が活発な討議を行った。今回の青年の集いは、来年11月10日に高知県高知市で開催される予定。

租税教育活動 プレゼンテーション

最優秀賞は鹿屋肝属法人会

青年の集いの前日、旭川市民文化会館で、全国の青年部会長が参加して「租税教育活動プレゼンテーション」が行われ、全国10局連代表の合計11法人会（東京局は2会）による租税教育活動の事例発表があり、投票の結果、最優秀賞は鹿屋肝属法人会（鹿児島）の「一緒に楽しく学ぼう税！」が受賞した。

子供たちの目線で、消費税の使い道を考え投票してもらおう「消費税の使い道を子供たちに託してみよう税」や宝の地図をもとに、税に関する問題を探し出し、解答して回る「宝探した税」など「税を通じた家族の会話」をテーマとした鹿屋市秋祭りにおける「税」一色の取り組みが高く評価された。

優秀賞は、池田法人会（徳島）の「租税教室「未来へTax(託す)！ やりがいのバトン」と伊万里有田法人会（佐賀）の「租税教室版『人生ゲーム』」が選ばれた。池田法人会は「地方創生・再生と税」をテーマに、過疎化や税の減収など地方の抱える問題を中学生と



鹿屋肝属法人会の事例発表

一緒に考える取り組みが、また伊万里有田法人会は子供たちに身近なゲームを通して「税金」のない世界を疑似体験してもらい、「税金の必要性や使途」を感じてもらおう取り組みが評価された。

また、高校生を対象とした特別参加枠では、井笠法人会（岡山）が「軽減税率に賛成か反対か」をテーマとしたダイアット大会の取り組みを発表。各地の青年部会による租税教育活動は、平成27年度全国441の単体会のうち440会で実施されており、各地の実情に応じた工夫が施され展開されている。各地の取り組みは地元マスコミで紹介されるなど、社会的にも認知度がさらに向上しており、地域に根差した活動として定着してきている。



あまちゃんふるさと久慈で「研修の集い」を開催

〔久慈〕7月22日、

岩手県法人会連合会青年部会連絡協議会主催の『第21回研修の集い久慈大会』が開かれた。エクス

カーションは、「あまちゃん」でおなじみ琥珀のペンさんにちなんだ琥珀原石を磨くアクセサリー加工体験。記念講演は、久慈市出身で元巨人軍寮長（現玉川大学硬式野球部監督）樋沢良信氏の「巨人軍寮長式新人の育て方」



と題したスター選手のエピソードを交えたお話。新人教育は、磨けば光る琥珀の原石を預かっていると思ひ野球以外のことも指導、行動できるまで繰り返し話す、相手はきちんと名前で呼ぶ、プロは体が資本で故障したら解雇される厳しい世界と指摘し、心技体でなく

体技心の順番で捉え体の強さがあつて技術が生まれ心ができると強調した。久慈法人会（岩手）谷地会長がビッグハート・ネットワーク寄付金を遠藤市長に贈呈し、その後の交流会では殻つきウニ、まめぶ汁、野田塩ラーメンが振舞われ、「あまちゃんJ-J検定」では、朝ドラの春子や、安部ちゃんもよみがえるようなクイズに盛り上がり「白樺ゆれる、琥珀の大地、海女の国」久慈市を存分にアピール、次年度開催の二戸法人会に引き継いだ。

小学生お仕事体験塾

〔柏崎〕8月21日、税の広報事業として柏崎法人会（新潟）は、柏崎税務署

と共同で『小学生お仕事体験塾』に出店。子供に仕事を体験してもらおう「キツザニア」柏崎版の趣旨のもと、30の体験ブースに市内の小学生600



人が開場前から長蛇の列を作った。当ブースでは、税務署の仕事や税金の大切さなどをパネルで学び、消費税を電卓で実際に計算する、窓口で納められた税金を受取って領収書を渡す、といった内容を体験してもらった。子供たちはいきいきと仕事に取り組み、一億円レプリカの重さも実感。たくさん保護者が見学、撮影するなど盛況で、法人会活動のPRにも寄与した。

掃除を通して心を磨く

〔金沢〕8月21日、市立小將町中学校で『親子で磨こう！トイレと心』が開催され、残暑のなか9か所のトイレ

や昇降口付近を中心に、金沢法人会（石川）田野口青年部会長以下11人を含み総勢147人で汗を流した。トイレ清掃は、掃除を通して心を磨くことを目的に「人のいやがることを進んでやる」「感謝の気持ちをしつかり伝える」指導で、最初は慣れない手つきで便器を洗っていた生徒たちも、次第にしっかりと力を込めて磨き、それぞれ心に何か掴んでいるようだった。PTAによる素麺の昼食後、各班の代表者が「初めは便器に手を入れることに抵抗があつたけど、きれいになっていくのを見て楽しくなった」「これから家のトイレ等も積極的に掃除していきたい」と感想を述べ温かい拍手を受け



ていた。「石川の掃除に学ぶ会」の協
力から始めたこの企画は今年で12年目
だが、地域と協力し今後も継続してい
く予定である。

「e-Tax」 薬売り姿でPR

〔荏原〕荏原法人会（東京）は、国税
の電子申告・納税システム「e-Tax」
利用を呼びかけるため、富山の薬売り
に扮し広報活動を行った。府中市にあ
る富山出身者向け学生寮の創設60周年
に併せ、富山とe-Taxを一緒にPR
したいと企画されたもので、卒業生
でもある同法人会の宮原参与と同県出



身の現役大学院寮生2人が東京から神
奈川までの往復約50kmを踏破。法人会
職員も一部区間で同行した。一行は8
月7日朝、「申告も納税もパソコンで
ネットで便利」と大書された緑色のの
ぼりを手に日本橋を出発し、約8時間
かけて横浜市鶴見区へ。翌8日も約8
時間かけて五反田や銀座などを行脚。
午後4時過ぎ、ゴールに設定した東京
国税局前では同局職員約20人の温かい
拍手に迎えられ、この様子は毎日新聞
にも紹介された。

夏休み租税教室で 「税金ビンゴ!!」

〔大和〕大和法人会（神奈川）は7月
27日、女性部会・青年部会共催で小学
生向けの「夏休み租税教室・映画鑑賞
会」を開催した。全国では様々な税金
クイズ大会があるが、当会では青年部
会員が双方向・参加型の「税金ビンゴ」
を発売。海老名市文化会館大ホールに
は911人が来場し、ビンゴが始まる
と、賑やかな音楽にのせて、学校・市
役所・救急車・ごみ収集車・消費税等
の税金にまつわる映像がルーレットの
ように次々と大型スクリーンに映し出
された。ストップ時の映像について青
年部会員が税金との関わりを解説、こ
れを何回も繰り返しカードに消し込み
を入れていった。このカードは、低学



年にも読めるよう全ての漢字にふりが
なを振り、また親しみやすくするため
部会員らが丁寧に手描きで作ったもの
1列全部そろって「ビンゴ」となった
参加者には粗品を贈呈、来場した保護
者もゲームに一喜一憂し、瞬く間に時
間が過ぎて行った。租税教室終了後も
税金の勉強ができるよう、ビンゴカー
ドはお土産として持ち帰ってもらった。

子ども租税教育事業 7in7 Diary

〔岐阜北〕7回目を迎えた夏休みの恒
例イベント、岐阜北法人会（岐阜）女
性部会の徹明子ども租税教育事業『て



つめいDiary』が今年も7月18日、徹
明小学校と徹明公民館で開催された。
明治6年開校の歴史ある徹明小学校は
来年度から木之本小学校と統合し新設
校になるため、子ども会の発案で思い
出作りとして従来のクイズ形式ではな
く、参加型の職業体験を実施すること
となった。女性部会員も手伝ったモデ
ル職業は、歯科医師・銀行員・寿司職
人・自衛隊員・バリスト・テレビ局員・
カメラマン・和菓子職人・内科と外科
医師・警察鑑識官と警察犬訓練士の10
種類。学区内にある各職の方々にご協
力いただき、児童がそれぞれの職業を
体験して得た給与から税金を納付する
というもの。体験に先立ち、まず租税

教育用DVD「惑星アトシ」を鑑賞。その後、縦割り異学年の8グループに分かれ、各グループで4種の職業を体験。全校生徒の9割以上にあたる約100人が参加し、本年度で最後となる校舎で楽しい夏の一日となった。

横綱白鵬とすもう体験

〔名古屋中村〕大相撲名古屋場所を控えた6月25日、市立稲葉地小学校体育館で『すもう体験事業』が開催された。日本の伝統文化を体験しながら礼儀作法を学び、運動を楽しむ力も育もうと名古屋中村法人会（愛知）青年部会が主催、宮城野部屋の協力のもと、小学



生とその保護者約200人が参加した。租税教室のあと親方による礼儀作法指導に続き、白鵬関には「健康であること」や「努力すること」の大切さを教わった。質問タイムには多くの手が上がり、真剣な眼差しで横綱の話を聞く子供たちの姿が印象的だった。準備運動の後、相撲をとり始めると、会場には大声で「ヨイショ！ヨイショ！」の掛け声が響き渡った。女性部会員が振る舞ったちゃんこ鍋に何度もおかわりする児童もいて、初めての試みではあったが地域の協力で、子供たちに貴重な体験を届けることができた。

高校生フォーラム 税を考えよう

〔半田〕半田法人会（愛知）では7月28日、税制・研修委員会主催、事業委員会・青年部会共催による『第1回高校生フォーラム』税を考えよう』を東海市民交流センター・ソラトで開催、61人が参加した。最初は緊張の面持ちだった高校生も、税金クイズで盛り上がり、法人会紹介や消費税講話を経て徐々に理解を深めた様子。部会員が司会進行や調整役、審査員などを務める中、午後からのグループ討議では「消費税増税は是か非か」のテーマで活発なディスカッションを展開。ケーブルTV、朝日新聞の取材も入り、審査す



る関係者もクオリティの高さに驚き、熱い論争に感心することしきり、将来が楽しみな若者たちであった。

球磨川で ファミリーラフティング

〔人吉地区〕人吉地区法人会（熊本）女性部会は夏休み中の8月18日、熊本地震の復興支援活動として、益城町と御船町の小中学生及び保護者45人を日本三大急流球磨川のラフティングに招待した。有村女性部会長、新堀前青年部会長（南九青連協会長）らは、益城町広安西小学校で見送りに来た保護者の歓迎を受けた後、御船町で中学生も

乗せ約2時間かけて球磨川沿いのキャンプ場に到着。出迎えた女性部会役員がバーベキューでもてなした。ライフジャケットとヘルメットを装着し、パドルの使い方を学んだ子供たちは役員らに見送られながらボート6隻に乗り込み、大自然の中で笑顔をはじめさせていた。ラフティング後は一勝地温泉「かわせみ」で疲れを癒し、石倉交流館「やまなみ」に設置した会場では地元中学生山上聖宗君がこの日のためにCDを耳コピーで練習したという曲をピアノ演奏、最後は全員で「ふるさと」を合唱し、ひと夏の思い出を締めくくった。



見切り発車の受給資格緩和 かえって低年金者が増加？

M・K

現行25年である年金受給資格期間（年金受給に必要な保険料の納付期間）が、来年9月分から10年に短縮される方向となった。消費税率10%引き上げと同時に実施する予定だったが、安倍政権は安定財源の目的が立たないまま見切り発車に踏み切ったのだ。だが、短縮は「かえって低年金者を増やす」との指摘もあり、批判の声は決して小さくない。

与党の要求に折れ前倒し

受給資格期間の短縮は無年金者救済策として、社会保障・税一体改革に盛り込まれた。

現行、保険料を25年間納めなければ年金受給の権利が得られない。高齢になっても働かざるを得ない無年金者からは「少額でもいいから年金がほしい」との要望が強く、こうした声に応えるものだ。

だが、その実現には年650億円を要する。このため、2012年に成立した年金機能強化法は消費税率10%同時に行うことを定めた。

すなわち、消費税増税が実現しなければ受給資格期間の短縮も実施されないということである。

ところが、7月の参院選で自民、

公明の与党両党が「早期実現」を公約。このため、安倍政権が折れる形で来年度からの前倒しを指示したのである。

だが、法律を変えてまで急ぐやり方には異論が少なくない。

第一、年間650億円もの財源を毎年捻出し続けることは簡単ではない。政府は当面、税収の上振れ分や既存予算のやり繰りで捻出する方針だが、経済は生き物とも言われる。2019年10月に消費税が必ず10%に引き上げられる保証はない。

世界経済の不透明感が払拭されず、消費税をしばらく上げられない状況になれば、財源確保は綱渡りを余儀なくされる。

そうだけでなく、財務省は膨張を続ける社会保障費の抑制を求めている。結果として、他の社会保障予算を削ることになったのでは、それこそ本末転倒となる。年金機能強化法が「消費税10%と同時」としたのも、他の社会保障予算に影響が生じないようにする知恵だった。

誤解消へ周知が不可欠

一方、受給資格期間の短縮が新たな混乱を招くのではないかとの見方も浮上している。

年金は40年間の保険料納付を前提として制度設計されている。国民年金の場合、40年間保険料を納めて月額6万5000円程の年金を受け取れる。10年間納付しただけでは、受け取れる年金額は4分の1の月額1万6000円程度にしかならない計算である。これだけでは老後生活を賄うことはできない。

先にも触れたように、短縮は保険料の「掛け捨て」となる人を減らし、「わずかといえども、年金がほしい」

という無年金者の声に応えることが目的だ。だが、国民の中には「10年だけで、満額の年金を受給できる」と勘違いしている人は少なくなく、混乱も予想される。

それ以上に懸念されるのが、「短縮によって、かえって低年金者を増やす」という悪影響への指摘だ。

「保険料を10年間払えば年金がもらえる」というイメージが先行すれば、「10年間の納付で、満額の年金がもらえる」という誤解が広がるであらう。

保険料支払い期間が10年に達した段階で保険料納付をやめてしまう人が相次ぐことになれば、将来的な低年金者が増え、生活保護の増大につながりかねない。

保険料を支払うことができない人向けには免除や猶予、経済的な余裕が出来てから納める制度もある。安倍政権には、短縮を急ぐばかりでなく、長期にわたり保険料を納付しなれば低年金になることを周知する努力が求められる。

ITやAI(人工知能)の発達は目覚ましいものがありますが、果たして税制は、それについていけるのでしょうか。

筆者がITと税制の問題を考え始めたのは90年代初めのこと。日本人向けウェブサイトに米国の小売業者が広告を出し、日本人が米国の業者にネットで直接注文して決済する電子商取引が盛んになり始めたころです。

米国の事業者は、日本に支店や店舗など課税のとっかかり(恒久的施設PE)を置くことなくビジネスができるので、日本政府への納税義務は生じません。これを放置すると、税金の取漏れ・減収が生じるので、先進諸国の税制当局が集まって、「ウェブサイトはPEにはならないが、サーバーはなりうる」という新たなルール(98年のオタワ会合)を形成しました。

しかしこれで一件落着とはいきませんでした。より高度なビジネスモデルが登場したのです。日本人がアマゾンを通じてものを買う場合、契約の相手はアマゾンインターナショナルという米国法人になります。そこから日本にある巨大倉庫・配送センターに指示が行き、手元にも物が送られてくるのですが、倉庫は課税ルール上PEにはなりません。したがって、この取引によって生じるアマゾンの利益に日本の当局は課税できないのです。日本法人

である倉庫業者には課税できませんが、アマゾン本社からもらう委託手数料を倉庫のコストと同額にすれば、倉庫業者の利益はゼロになります。

この問題はG20/OECDで議論になり、課税の方向で議論が進んでいるものの、一連の取引による付加価値は、

ITの発達に 税制は ついていけるか

中央大学法科大学院教授・東京財団上席研究員 森信茂樹

ITを活用したアマゾンのビジネスモデルにあるだけに、課税は容易ではありません。

以上は法人税の場合ですが、消費税はどうでしょうか。冒頭の電子商取引の場合、モノは税関を通るので、その際課税すればよいと考えられています。

た。ところが、音楽や映画が電子的に取引されることになり、個人が外国の配信業者から直接ダウンロードすると、税関は通らないので、消費税を課しようがありません。

これに対し欧州は、配信業者を各国に登録させ、納税義務を課して課税す

税論

をどうするのか等、今後も検討は続きます。

今度は、ビットコインなどの仮想通貨が出てきました。これは現在「モノ」扱いなので、その譲渡は資産の譲渡に該当し、所得税・法人税・消費税の対象となります。しかし、「モノ」を買う価格に消費税が含まれ、さらに決済手段としての仮想通貨にも消費税されることになると、仮想通貨で買い物を決済すると2度課税される結果になるので、カナダを除くG7諸国では、仮想通貨の譲渡にかかる消費税(米国は小売売上税)は非課税としています。今回仮想通貨が金融庁の法令で定義されることとなった機会に、他の先進諸国と同様の取り扱い、すなわち消費税非課税ということになるのかもしれませんが。ITの発達により課税が非課税になるのは、電子商取引の例とは逆の動きです。

徴税権というのは、国家主権の根源の一つで、税収確保は、福祉国家にとって存立にかかわる問題です。しかし、ITの発達による様々な国境を超える取引が出てくると、どこまで課税が可能なのか、各国でどう配分するかという問題を真剣に考える必要が出てきます。AIの発達がどこまで進むのか見通せませんが、徴税側にもAIの手助けが必要な時代がやってこようとしています。

役員報酬の適正額は？

Q

当社の役員報酬は、月額で、二人の取締役が各一〇〇万円、代表取締役が一五〇万円ですが、業績も向上してきましたので、この度、各人の報酬を倍増したいと考えています。税務上否認されることはありませんか？

品川 芳宣
筑波大学名誉教授

類似法人の支給状況等を勘案して適正額を判定

A

会社法では、取締役の報酬・賞与その他の職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益を一括して「報酬等」と定めて、その報酬等の内容については、定款の定め又は株主総会の決議によって定めることになっています。その点では、取締役のお手盛支給は禁じられています。

他方、法人税法では、役員給与（退職給与を除く）については、同法が定める定期同額給与・事前確定届出給与及び利益運動給与以外の給与の額を損金不算入とし、形式上、定期同額給与等に該当するものであっても、その給与の額のうち不相当に高額な部分の金

額として政令で定める金額は、損金不算入としています。

政令では、「不相当に高額」であるかどうかの判断の基となる「適正額」については、①その役員の職務の内容、②その法人の収益及びその使用人に対する給与の支給状況、③その法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するもの（類似法人）の役員に対する給与の支給状況等によって判定することになっています。

また、法人が役員に対する報酬等の支給限度額を定款又は株主総会等の決議によって定めているときは、その限度額を超えて役員報酬を支給すると、その超過額が即損金不算入になるとも定めており、報酬等を引き上げるときには、注意する必要があります（山形地裁昭和41年2月21日判決等参照）。

ところで、役員給与の適正額を実質的に判断する場合に、前述の三つの条件がありますが、実務的には、③の類似法人の支給状況等と比較して判断される場合が最も多いところです。この場合、類似法人の選定は、専ら税務署によって行われますので、その善し悪しは解り難いという問題があります。

また、実務では、類似法人数社が選定され、その数社における役員給与の支給額の平均額によって適正額を判定すべきか、あるいは最高額によって適正額を判定すべきかが問題になります。

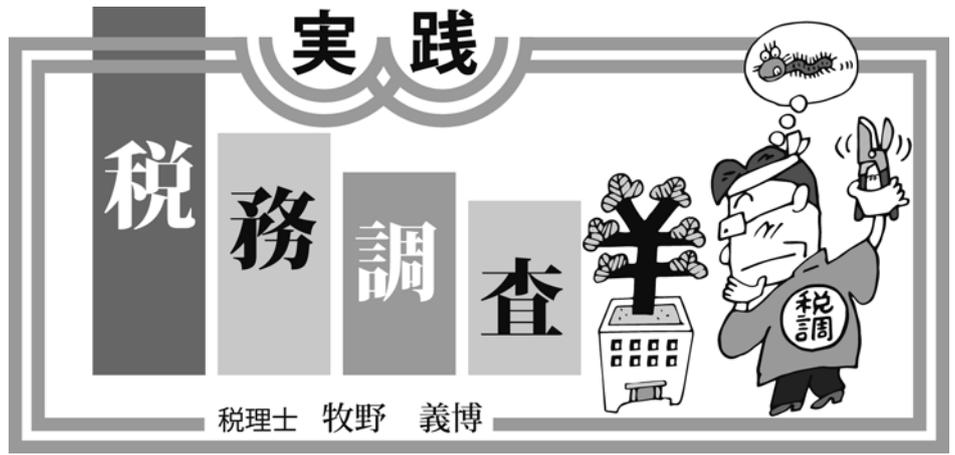
この点については、役員給与が過大であるということで課税処分が行われ、その課税処分の適否が訴訟で争われ、す、国側は、その平均額を上回る部分が不相当に高額であると主張する傾向にあります。しかし、裁判では、そ

のような平均額を適正額とすることに否定的です（最高裁判平成9年3月25日判決・東京地裁平成28年4月22日判決等参照）。

そのため、類似法人における平均額ではなく、平均額に何らかのアローアンスが求められますが、平均額の約2.5倍を超えていて過大であると認定された事例（名古屋地裁平成8年3月27日判決等参照）や、類似法人の最高支給額を超えていて過大であると認定された事例（東京地裁平成28年4月22日判決等参照）等があります。

また、ご質問のように、業績が向上している場合にどこまで役員給与を引き上げることができるかという点については、売上金額の増加率を基本とし、これに売上総利益の増加率を加味して行うのが最も合理的であるとされた事例があります（名古屋地裁平成6年6月15日判決・名古屋高裁平成7年3月30日判決等参照）。もともと、このような場合には、使用人に対する給与の引き上げ額がどの程度であるかも斟酌されると思います。

以上のように、役員給与の適正額が幾許であるかは、その役員の経営能力の評価でもありますので、極めて難しい問題です。したがって、役員給与の引き上げにおいては、前記の各裁判例等を参考にして、その根拠を明確にし、しておく必要があります。



商品券の用途で交際費を判定

担当者 いいえ、作成していません。
調査官 それでは商品券はどのように管理しているのですか。

税務処理の状況を見ると、商品券の購入費用は、租税特別措置法第61条の4第4項に規定する交際費として処理をされています。

担当者 先程も説明したとおり、受注獲得のために関係者に対して必要に応じて商品券を配付しているので、商品券の購入費用は業務関連性がありますから、交際費として処理をしました。

調査官 期末における商品券の在庫はどうなっていますか。

担当者 ……。

調査官 商品券をどのように使用したのか、実態の分かる書類を見せてください。

担当者 商品券使用明細があります。

調査官 これを見ますと、配付先の住所の記載がないですし、配付をしたとする商品券の各金額、配付をした時期の記載もありません。

これでは商品券を配付した時期、配付した相手方の氏名、名称、配付した商品券の各金額、及び商品券の在庫の存在に関して、事実の確認ができません。ほかに何か説明できる資料等はありますか。

りませんか。

担当者 特にありません。

調査官 これでは、購入した商品券の具体的な配付の事実を認めることはできず、この商品券の在庫の存在も明らかでないことを考え併せると、本件商品券の用途は不明というほかなく、用途が不明である以上、業務との関連性の有無も明らかとは言えません。

そうすると、本件商品券の購入費用は交際費等の額に該当しないことになり、算入することはできません。

担当者 用途不明金を損金の額に算入しないとすると法人税法の規定はないでしょうか？

調査官 法人税法第22条第3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価等の原価の額、販売費、一般管理費その他の費用の額とする旨規定しています。損金の額に算入することができるとは、当該

法人の業務の遂行上必要と認められるものでなければならぬというべきであり、支出のうち、用途の確認ができず、業務との関連性の有無が明らかでないものについては、損金の額に算入できないというべきです。

担当者 商品券は売上拡大という目的のために使用したものであるから、業務関連性は否定できない。従って交際費を否認されるのは納得がいきません。
調査官 それでは更正処分とします。

なお、納税者はこれを不服として国税不服審判所に審査請求をしましたが、棄却となりました。



イラスト 渡辺 正義



「腹式呼吸」

大谷 克弥

医療ジャーナリスト

お腹を動かす呼吸法を増やせば多くの効能が

人間は起きている時も眠っている時も息を出し入れして生命を保っています。1日の総呼吸数は成人の平均で約2万回に上ると言われています。そして日常的には、無意識のうち胸の周囲の骨格を広げる「胸式呼吸」を行っています。

しかし大声を出したり爆笑したりすると、呼吸の仕方は変わります。それは自然にお腹の筋肉に力が入り、横隔膜が上下する「腹式呼吸」に転じるからです。なお横隔膜のあるのは哺乳類だけです。爬虫類や鳥類に腹式呼吸は見られません。

つまり私たちは胸式をメインに、時おり腹式を織り交ぜながら日常生活を送っているのですが、では深く息を吸い込んで吐き出す深呼吸はどちらになるのでしょうか？ これは肺臓の中にできるだけ沢山の空気を送り入れて元に戻す呼吸法ですから、腹式だと思われがちですが、実

は双方とも可能、が正解です。

試しに実際に体験してもらいますと、まず両手を真横に上げて深呼吸して下さい。胸の周辺が大きく動いているのがお分かりでしょう。次に両手を真上に上げて同じく深呼吸して下さい。今度は胸ではなく、お腹が動いているのが分かりますね。ラジオ体操などでは、胸式の深呼吸をして終了するのが定番でした。

先に爆笑は腹式と述べましたが、太った男性の「豪傑笑い」などでは腹部が揺れ動きます。しかし昔の女性がしつけられたように、歯を見せまいと口を軽く押える「オホホ笑い」は胸部が少し動く程度です。

息は完全に吐き切ることが重要

男性に比べると腹部の筋力の弱い一般女性は、どうしても腹式呼吸の回数が少なくなります。以前は妊婦がお腹に力を入れると胎児に悪影響するのでは、という説もあったので、その関係もあると思われます。

一方で、女性でも腹式呼吸の欠かさないジャンルがあります。代表は運動と歌の世界です。まず運動をしている時は、男女を問わず通常は腹式呼吸になります。アスリートと呼ばれるには、腹筋運動などをして筋力を強化し、肺活量を増やすトレーニングが必要です。

次によく通る声を出すには、腹式呼吸が必須になります。胸式だと、いくら上手でも口パクではないかと厳しい評価をされかねません。プロ歌手を目指す人たちのボイストレーニングは、お腹から声を出せ、という徹底指導が中心と言えます。

声を出すのが職業のアナウンサー、声優、俳優などの分野でも、「息は吸うよりも吐くことが重要」と教えられます。最後まで吐き切る努力を積み、お腹が膨らんだり、へこんだりするコツを会得できるそうです。

ヨガ、太極拳、そして座禅を参考に

こうした腹式を増やす呼吸法は、

声量だけでなく数々のメリットがあるので、一般人にも健康法の柱として広めようという動きも高まっています。挙げられている効能とは、メタボなどのダイエット効果や筋力アップは勿論のこと、新陳代謝が活発になるので血行が良くなり、ホルモンの分泌も盛んになるそうです。自律神経が活性化してストレス解消にもつながる、とも言われます。

腹式呼吸をポイントとする健康法、精神統一法は、他国でも古くから提唱され、継続されています。ご承知の通り、インドで始まったヨガ、中国の太極拳がそうですし、日本でも丹田呼吸法が伝承されています。

丹田とはおへソの下にある筋肉のこと、少し難しくなりますが、「丹田は」臍下三寸にあり」とされています。1寸は約3センチですから、おへソから10センチほど下ということでしょう。そこに力を込める呼吸法で、今や西欧諸国でも心酔者が急増中と言われる座禅は、その丹田に「気を入れる」のが基本です。

これらの呼吸法で共通して最重視しているのは、やはり息を吐き切ることです。そして息の出し入れは、決して急がずスローペースを保つように、とクギを刺しています。



10月から、パートに106万円の壁

10月から、一部の企業ではパートでも106万円以上稼ぐと、社会保険料を支払って厚生年金や健康保険、雇用保険に加入しなくてはならなくなりました。

一部の企業とは従業員501人以上の企業で、加入しなくてはならない人の条件は、勤務時間が週20時間以上、年収106万円以上(賃金が月に8万8000円以上)で、1年以上勤務しているパート。ただし、学生の場合は除外されます。

これらの条件を現状にあてはめると、約25万人のパートなど短時間労働者が、社会保険加入の対象になるといわれています。当面は従業員501人以上で、月に8万8000円以上の人に適用されますが、厚生労働省は、この制度の導入後に企業規模や月収の対象を徐々に下げていく方針です。たとえば、2024年までに対象者の月収を5万8000円まで下げると、約220万人が社会保険に加入すると試算しています。さらに、週20時間以上勤務という縛りを取り除くと、約1200万人が加入することになるとも試算しています。こうした加入条件のハードルを徐々に下げていくことで、公的年金や医療保険への加入者(実際に保険料負担をしてくれる加入者)を増やし、財政難に陥りがちな日本の社会保険の支え手を確保しようということでしょう。

ただ、今回の改正で具体的に影響が出てくるのは、パートの中でもサラリーマンの妻に集中しそうです。サラリーマンの妻は、これまでパートでも「130万円の壁」に守られ、社会保険料を支払わなくても社会保険が使えていたからです。

現在、パートで働いている方でも、正社員の4分の3以上(週30時間以上)の勤務時間、勤務日数があれば、企業は厚生年金や健康保険などの社会保険に加入させなくてはなりません。勤務時間や勤務日数がそれより短い人の場合は自営業者扱いになるので、働いて得た収入の中から、自分で国民年金や国民健康保険などの社会保険料を払うことになっています。

しかし、夫がサラリーマンだと事情は少し変わってきます。サラリーマンの妻の場合には、年収が130万円未満なら夫の扶養家族となるので、自分は社会保険料を

支払わなくても国民年金、健康保険に加入していられることになっていますが、130万円を超えると夫の扶養から外れるので、自身で加入し、年間で20万円前後の社会保険料を負担しなくてはなりません。

今まで年収130万円未満なので社会保険料を払わなくて済んでいたこの人たちも、一定の条件により払わなくてはいけなくなるということです。ちなみにこの106万円の中には、ボーナスや交通費などの支給額は含まれていません。

では具体的に、どれくらいの負担になるのかを見ましょう。

たとえば、月給が10万円あったとします。仮に介護保険に加入している45歳の主婦の場合、月約1万4000円前後の保険料を支払うことになるので、そのぶんの手取りが減ります。つまり、今までは実質で10万円あった手取りが、8万6000円ほどになってしまうのです。将来は基礎年金に厚生年金部分が上乘せされるので多少なりとももらえる年金額は増えます。また、健康保険や雇用保険に加入するので、病気で働けなくなった時や仕事をやめた時などは、より手厚い保障が受けられます。

ただ、何十年か先に年金が多少増えるより、今足りない家計の出費を補うためにパートで働いているという人も多いことでしょう。こうした人にとっては、手取り収入が減るのは打撃かもしれません。

さらに、今回の改正の先には配偶者控除の廃止という問題が横たわっています。

妻の収入が103万円未満だと、夫は配偶者控除を受けることができます。夫の所得税率が10%、住民税率10%の場合、年間で7万1000円程度、税負担が抑えられています。また103万円を超えたとしても夫の合計所得金額が141万円未満なら、段階的な配偶者特別控除が使えるので、サラリーマン家庭にとって配偶者控除は、ありがたい制度でもあります。

現在、女性の社会進出に向け「配偶者控除」のあり方が検討されています。控除の制度いかんによっても、負担の増減に注視する必要があります。

難解の世代

◆ 38 ◆ 柴 昭一



間違いさがし

2枚の絵には、間違いが7か所あります。頭のコリがとれるかな？ 答えは19ページの下にあります。



▼岩鑄さんのインタビューを読み、ますます想い深くなりました。亡き母がいつも大切にしていた「急須」が手元にあるためです。26年前の遺品整理で姉と各々いくつかの物を持ち帰る際、古戸棚の奥にそうと置かれていた「鐵器の急須」が何故か気にかかり、一人暮らしのアパートにポツリと飾っていたことを思い出します。今では、息子三人がハツラツと過ごす居間で、まるで母と共に暮らしているように、穏やかに佇んでくれています。
(神奈川県 熊坂文)

▼「虫歯菌」を大変興味深く読んだ。赤ちゃんを育てる母親を始め、周りも認知すると良いと思う。私事だが、先日20年振りに恐々歯医者に行き、虫歯だらけだと思ったら、なんと1本も無いと言われ驚いた。実は、20数年前に愛犬と走って、コンクリート地面に落下し両顎関節を骨折。1ヶ月の入院後完治したがあまり大きく口が開かず、今後の歯の治療は難しいと言われた。それを機に朝晩の入念な歯磨きをしていた成果だと思ふ。家に帰って手を洗うのと同じだ、さっぱりして気持ちがいい。意識すること大切。健康バンザイ！
(山口県 藤井佳子)

1 エール

2 私の経営哲学

熊本交通運輸株式会社

代表取締役社長 住永 金司

うちにしか出来ないことを徹底的にやり続ける

5 ストレスチェック制度 vol.3

実施後には何をすればよい？

6 特集「平成29年度税制改正に関する提言」

9 全法連ひろば

全国青年の集い北海道大会

11 法人会リレーニュース

14 情報分析の目

15 税論

16 税務相談Q & A

17 実践 税務調査

18 健康バンザイ

19 暮らし塾

20 ▶間違いさがし▶難解の世代▶読者から

▶ご意見・ご要望・ご感想は

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5-6

公益財団法人 全国法人会総連合「ほうじん」係へ。
掲載者に図書カード3千円を贈呈します。

▶お詫びと訂正

前693号「特集」記事中でM & Aの「Acquisitions」は「Acquisitions」の間違いでした。お詫びして訂正いたします。